

## 下水道事業課の取組

### 総 括

#### 予算制度に関する変更点、留意点等について

- 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分方針について
- 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について
- 3) 地域未来交付金の活用促進について

# 予算制度に関する変更点、留意点等について

## 1) 社会資本整備総合交付金等における重点配分方針について

国土交通省では、優先的に取り組むべき事業に対する支援を強化するため、平成28年度から重点配分の対象となる事業を明確化するとともに、重点配分の対象となる事業のみで構成される整備計画に対しては、重点的な予算措置を実施している。

以下の項目に該当する事業については、引き続き積極的に重点配分の対象となる整備計画の策定を図られたい。

▼下水道事業における重点配分項目(下線部:令和8年度予算における見直し項目)

### 【社会資本整備総合交付金】

- ①アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(污水处理施設整備が概成していない団体<sup>\*1</sup>に限る)
- ②PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる<sup>\*2</sup>下水道事業
- ③コンセッション事業、上下水道一体のウォーターPPP事業または他の地方公共団体と一体となって行うウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築
- ④ (R8年度以降に開始する)複数自治体による一体的事業運営(一定規模以上に限る)に関わる地方公共団体が行う下水道施設の設置・改築

(注)公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

### 【防災・安全交付金】

- ①各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業  
(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る。)
- ②国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために必要となる下水道事業
  - ・「上下水道耐震化計画」に基づく地震対策
  - ・下水道総合地震対策事業(国土強靱化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものであって、令和6年度までに策定された下水道総合地震対策計画に基づく事業に限る)
  - ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保(津波対策を含む)
- ③温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化事業
  - ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
  - ・「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業
- ④コンセッション事業、上下水道一体のウォーターPPP事業または他の地方公共団体と一体となって行うウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

**⑤ (R8年度以降に開始する)複数自治体による一体的事業運営(一定規模以上に限る)に関わる地方公共団体が行う下水道施設の設置・改築**

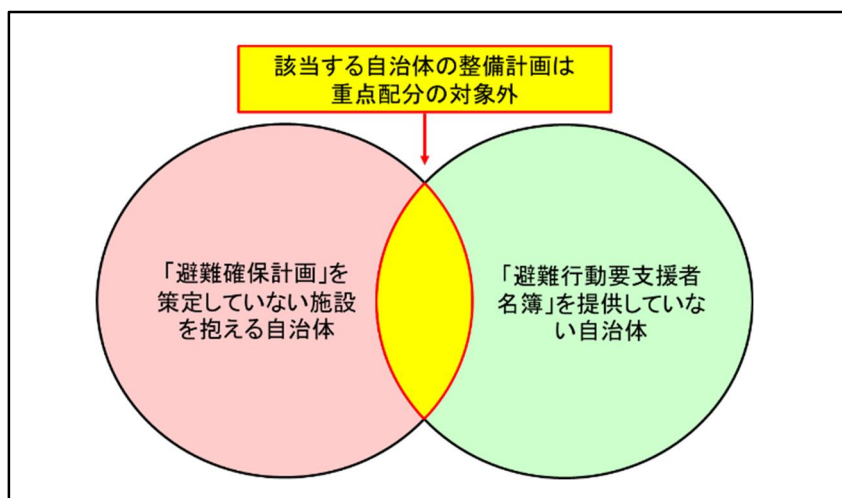
**(注)①、②については国土強靱化地域計画に位置づけられた事業<sup>※3</sup>であることを要件とする**

- ※1 市町村毎の汚水処理人口普及率(最新の公表値)が95%以上の団体とする。  
(流域下水道・事務組合等の場合、当該流域・団体内のすべての自治体で汚水処理人口普及率が95%以上の場合概成として扱う)
- ※2 PPP/PFI等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外  
(PPP/PFIで実施する処理場の改築等)
- ※3 国土強靱化地域計画に下水道事業の実施に関する記載がある事業

**(参考) 重点配分の要件について**

(1) 令和7年度以降の予算において、「立地適正化計画を作成・公表しておらず、立地適正化計画の作成に向けた具体的な取組を開始・公表もしていない市区町村」が交付対象である要素事業は、重点計画内の事業である場合も**原則として、重点配分の対象外**となっている。

(2) 防災・安全交付金においては、(1)の要件に加えて、令和5年度以降、砂災害防止法第8条の2及び水防法第15条の3に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第49条の11に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村(以下「該当市町村」という。)が**策定主体に含まれる整備計画は、全て、重点配分の対象外**となっている。



本措置により重点配分の対象外となる自治体の範囲

ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、**当面の間、上記(2)の運用の対象外**とする。

## 2) 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

本要件の詳細については、次頁及び「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和8年4月0日 国水下第〇号)を確認されたい。

### 「社会資本整備総合交付金等の交付にあたって要件等の運用について」における内容

- (1) 下水処理場の改築におけるコンセッション方式導入検討の要件化  
人口20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。)を実施する際、コンセッション方式導入の検討を行うことを要件化。
- (2) 下水処理場の改築における当該処理場の統廃合に係る検討の要件化  
すべての地方公共団体において、下水処理場における施設の改築事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるもの。なお、都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体は3億円を超える事業。)を実施する際、当該処理場を廃止し、近接する他の処理場と統合する場合について、経済性比較を前提とした検討を行うことを要件化。
- (3) 汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI手法の導入原則化  
人口20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等)の新設事業(工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれるものに限る。)を実施する際、PPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等)の導入を原則化。
- (4) 公営企業会計の適用に係る要件化  
人口3万人以上の地方公共団体においては、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体\*においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを要件化。
- (5) 使用料改定の必要性の検討に係る要件化  
公営企業会計の導入済の地方公共団体\*において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出することを要件化。
- (6) 下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件化  
すべての地方公共団体において、下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築(原則として概算事業費3億円以上)を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を行うことを交付要件化。
- (7) PPP/PFIの導入に関する民間提案の採用検討の要件化  
人口10万人以上の地方公共団体等において、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、事業見通しを公表した上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、検討の上、適切な提案は採用することを要件化。

・(1)及び(2)については、該当事業の詳細設計に着手する前年度の3月末日までに、(6)については該当事業の建設工事に着手する前年度の3月末日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道事業課まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

・(7)については、国庫補助要望を行う年度(以下、要望年度)の4月1日までに、民間提案の受付窓口の設置と事業見通しの公表を行うこと、また、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を要望年度の6月30日までに受領し、検討の結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、要望年度の9月30日までに、検討結果を地方整備局等経由で国土交通省下水道事業課まで報告することとしているため、遺漏無きよう取り計らわれたい。

※災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く。

<参考①>

管路施設の改築については、令和9年度以降、以下の2つの要件がかかることになるため、留意されたい。

・污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、水の官民連携(ウォーターPPP)導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。(「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)」より)

※単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない。現在、複数の地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂もあわせ、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促していくべきである。(令和8年度予算の編成等に関する建議(R7.12.2)より)

・令和9年度以降、管路施設の改築については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムにより管理されていること。(「下水道施設の改築について(令和4.4.1 国水事第67号下水道事業課長通知)」より)

<参考②>

社会資本整備総合交付金等については、期限までに報告が無いなどの事例が見られることから、改めて報告期限及び交付要件を厳守する旨、昨年6月に事務連絡を発出したところ。(「社会資本整備総合交付金等の交付要件確認の徹底について(令和7年6月30日 下水道事業課企画専門官事務連絡)」より)

期限までに報告が無い場合や、報告内容に不備がある場合、交付要件の確認ができず、当該団体に対しては国庫補助金の配分を行うことができないので、十分ご留意いただきたい。

<参考>各交付要件の報告期限

要件項目	詳細	報告期限
下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件	下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていること	詳細設計着手の前年度3月末
下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件	下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していること	詳細設計着手の前年度3月末
汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI手法の導入原則化	汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則としてPPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。以下同様。)を導入すること	11月末
公営企業会計適用に係る要件	人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。また、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること	11月末
使用料改定の必要性の検討に係る要件	公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること	11月末
下水道施設における新設・増設・改築にあたっての新技术導入検討要件	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を行うにあたっては、予め実証技術の導入に係る検討を了していること	建設工事の着手前年度3月末
PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件	人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業(改築を含む)を実施する場合は、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること	9月末

# 地域未来交付金(地域未来推進型)の活用促進

- まちづくりや地域振興の基盤となる上下水道システムの構築を図るため、  
(ソフト) イベント開催、地域のコンテンツの情報発信  
(拠点) 運動公園や産業団地等の観光・産業拠点の整備  
(インフラ) 快適な環境を実現するための、上下水道施設等の整備  
などを一体的に実施する取組に対して支援する。

## 地域創生の実現における構造的な課題(例)

産業・観光など、地域経済を発展させるためには、その基盤の整備が必須である。上下水道システムはその基盤の一つを担う施設であり、下水汚泥などの下水道資源なども活用しつつ、地方創生施策と一体となった基盤整備が必要。

### 地方創生として目指す将来像

- 安全で快適な空間の形成、
- 地域の特性を活かした地域経済の活性化

### ソフト事業

#### ①地域振興・マーケティング

- 下水汚泥の有効利用等の地域振興施策(ブランディング等)
- イベントの実施、水道展、下水道展への出展
- マンホールカード作成等、観光者誘致



など

### 拠点整備

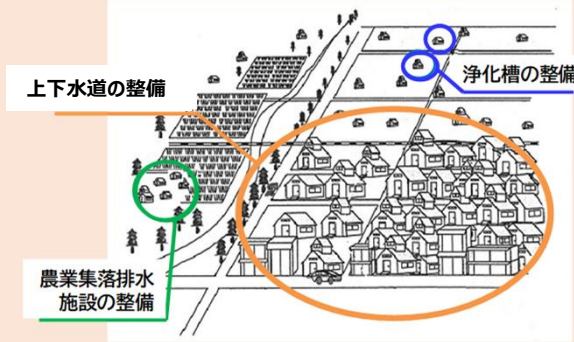
#### ②観光・産業拠点の整備等

- 道の駅や運動公園等、観光・産業拠点の整備

など

### インフラ整備

#### ③上下水道施設等の整備



水道管路の布設替



コンポスト化施設(滋賀県)

- 拠点整備に合わせた老朽化した上下水道施設の更新や浄化槽の整備
- 肥料化施設の整備 など

### 想定される多様な参画主体(例)

- 産)観光協会
- 学)大学
- 官)自治体、国

### 想定されるKPI(例)

- 転入者数
- 観光入込客数、観光消費額
- 住民、観光客満足度の向上 等

### 伴走支援(例)

- 関連するマニュアル等の紹介・公表
- 事例提供や相談対応 等